

札幌圏都市計画道路の変更（石狩市決定）

都市計画道路中 3・4・429号屯田・紅葉山通を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・4・429	屯田・紅葉山通	石狩市花川東	石狩市花川東	石狩市花川東	約360m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

1. 案件名 札幌圏都市計画道路の変更

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

3・4・429号 屯田・紅葉山通：

一部幅員の縮小変更（20m→17.8m 変更区間 L=78.18m）

一部区域の変更（橋脚フーチング、道路照明基礎の追加）

4. 都市計画変更の理由

3・4・429号屯田・紅葉山通について、事業実施にあたり行った橋梁詳細設計の結果、橋梁施設に必要な区域が確定したため変更を行うものである。

計画決定経緯表

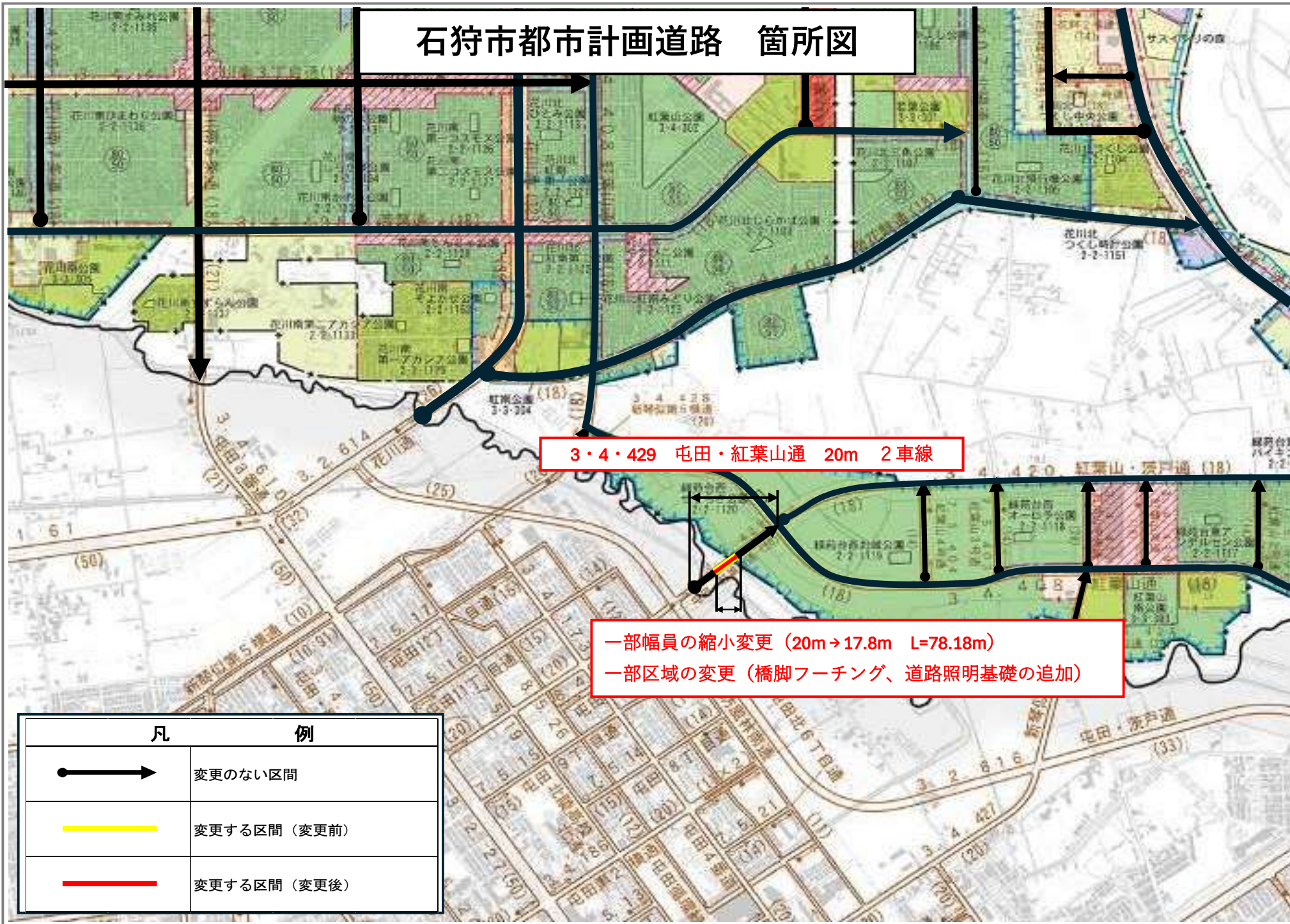
年 月 日	告 示 番 号	内 容
昭和 48 年 3 月 13 日	北海道告示 第 587 号	3・2・401 花川通、3・3・402 石狩手稲通、 3・3・403 樽川通を都市計画決定
昭和 48 年 3 月 14 日	石狩町告示 第 10 号	3・4・404 南花畔通、3・4・405 若葉通、3・ 4・406 中央通、3・4・407 北陽通、3・4・ 408 紅葉山通を都市計画決定
昭和 48 年 4 月 20 日	北海道告示 第 1108 号	3・3・402 石狩手稲通を3・3・63 石狩・手稲 通、3・3・403 樽川通を3・3・6 西5丁目・ 樽川通に名称変更 3・2・401 花川通を変更
昭和 52 年 7 月 13 日	北海道告示 第 2185 号	3・1・1 創成川通の終点の変更（延長増）、一 部幅員の変更（縮小）、一部線形の変更 3・1・100 小樽・石狩通を3・1・500 道央新 道に名称変更、終点の変更（延長増）、一部幅員 の変更（縮小） 3・1・409 港通、3・1・410 石狩通、3・2・ 411 樽川中央通、3・2・412 花畔埠頭通、3・ 2・413 花畔中央通、3・1・501 小樽・石狩通、 3・1・502 流通通を新規決定
昭和 55 年 4 月 15 日	石狩町告示 第 10 号	3・4・409 花川南 5 条通を新規決定
昭和 55 年 4 月 19 日	北海道告示 第 1022 号	3・3・63 石狩手稲通の線形の変更 3・2・401 花川通の起点の変更（延長増）
昭和 62 年 9 月 17 日	北海道告示 第 1552 号	3・1・500 道央新道の区域の変更 3・3・63 石狩手稲通の終点の変更（延長増）、 線形の変更、一部幅員の変更（拡幅） 3・3・414 花畔茨戸通を新規決定
昭和 62 年 9 月 17 日	石狩町告示 第 41 号	3・4・404 南花畔通の起点の変更、線形の変更 3・4・415 花川南 3 丁目通、3・4・416 花畔 環状通の新規決定
平成元年 2 月 6 日	石狩町告示 第 9 号	3・4・408 紅葉山通の起点の変更（延長増）、 一部幅員の変更（拡幅） 3・4・417 紅葉山中央通、3・4・418 紅葉山 東通、3・4・419 紅葉山茨戸通、7・5・420 紅葉山 1 号通、7・5・421 紅葉山 2 号通、7・ 5・422 紅葉山 3 号通、7・5・423 紅葉山 4 号 通の新規決定
平成 2 年 2 月 26 日	石狩町告示 第 8 号	7・4・424 花畔 1 号通、7・5・425 花畔 2 号 通、7・4・426 花畔 3 号通を新規決定
平成 3 年 3 月 11 日	北海道告示 第 329 号	3・1・410 石狩通の終点の変更（延長増） 3・3・428 本町中央通を新規決定




平成3年3月15日	石狩町告示 第6号	3・4・417 紅葉山中央通の終点の変更(延長増) 3・4・418 紅葉山東通の終点の変更(延長増) 3・4・419 紅葉山茨戸通の線形の変更 7・5・422 紅葉山3号通の終点の変更 3・4・427 本町環状通を新規決定
平成4年10月16日	石狩町告示 第34号	3・4・429 樽川5番通、3・4・430 樽川6番通、3・4・431 樽川2号通、3・4・432 花川南7条通、7・5・433 樽川防風通、7・5・434 樽川西通、7・5・435 樽川中通を新規決定
平成5年3月26日	北海道告示 第442号	3・4・56 新琴似通の終点の変更(延長増)
平成5年3月26日	石狩町告示 第6号	3・4・149 新琴似第5横通の終点の変更(延長増) 3・4・185 屯田・紅葉山通を新規決定
平成7年10月20日	石狩町告示 第29号	3・4・431 樽川2号通の終点の変更(延長増) 7・5・435 樽川中通の終点の変更(延長増) 3・4・436 樽川7番通、3・4・437 花川南3条通を新規決定
平成9年3月28日	北海道告示 第460号	3・4・601 伏籠川右岸通を新規決定
平成9年3月28日	石狩市告示 第9号	3・4・431 樽川2号通の起点の変更(延長増) 7・5・434 樽川西通の終点の変更(延長減) 3・4・438 樽川4番通、7・5・439 樽川西防風通を新規決定
平成15年3月3日	石狩市告示 第5号	3・4・409 花川南5条通を3・4・402 花川南5条通に名称変更、終点の変更(延長増)、車線の数の決定
平成16年4月6日	北海道告示 第391号	3・2・401 花川通の車線の数の決定、起点の変更(延長減) 3・3・63 石狩・手稲通を3・3・402 石狩・手稲通に名称変更、車線の数の決定、起点の変更(延長減) 3・3・6 西5丁目・樽川通を3・3・403 西5丁目・樽川通に名称変更、車線の数の決定、起点の変更(延長減) 3・1・409 港通の車線の数の決定 3・1・410 石狩通の車線の数の決定 3・2・411 樽川中央通の車線の数の決定 3・2・412 花畔埠頭通の車線の数の決定 3・2・413 花畔中央通の車線の数の決定 3・3・414 花畔・茨戸通を3・3・415 花畔・茨戸通に名称変更、車線の数の決定 3・3・428 本町中央通を3・3・421 本町中央通に名称変更、車線の数の決定 3・4・56 新琴似通を3・4・427 新琴似通に名称変更、車線の数の決定、起点の変更(延長減)

<p>平成 16 年 4 月 6 日</p>	<p>北海道告示 第 391 号</p>	<p>3・4・601 伏籠川右岸通を 3・4・432 伏籠川右岸通に名称変更、車線の数の決定、起点の変更（延長減） 3・1・500 道央新道の一部区域の縮小変更、車線の数の決定 3・1・501 小樽・石狩通の車線の数の決定 3・1・502 流通通の車線の数の決定 3・2・40 樽川埠頭通を 3・2・503 樽川埠頭通に名称変更、車線の数の決定</p>
<p>平成 16 年 4 月 6 日</p>	<p>石狩市告示 第 15 号</p>	<p>3・4・404 南花畔通の車線の数の決定 3・4・405 若葉通の車線の数の決定 3・4・406 中央通の車線の数の決定 3・4・407 北陽通の車線の数の決定 3・4・408 紅葉山通の車線の数の決定 3・4・402 花川南 5 条通を 3・4・414 花川南 5 条通に名称変更 3・4・415 花川南 3 丁目通を 3・4・416 花川南 3 丁目通に名称変更、車線の数の決定 3・4・416 花畔環状通を 3・4・417 花畔環状通に名称変更、車線の数の決定 3・4・417 紅葉山中央通を 3・4・418 紅葉山中央通に名称変更、車線の数の決定 3・4・418 紅葉山東通を 3・4・419 紅葉山東通に名称変更、車線の数の決定 3・4・419 紅葉山・茨戸通を 3・4・420 紅葉山・茨戸通に名称変更、車線の数の決定 3・4・427 本町環状通を 3・4・422 本町環状通に名称変更、車線の数の決定 3・4・429 樽川 5 番通を 3・4・423 樽川 5 番通に名称変更、車線の数の決定 3・4・430 樽川 6 番通を 3・4・424 樽川 6 番通に名称変更、車線の数の決定 3・4・431 樽川 2 号通を 3・4・425 樽川 2 号通に名称変更、車線の数の決定 3・4・432 花川南 7 条通を 3・4・426 花川南 7 条通に名称変更、車線の数の決定 3・4・149 新琴似第 5 横通を 3・4・428 新琴似第 5 横通に名称変更、車線の数の決定、起点の変更（延長減） 3・4・185 屯田・紅葉山通を 3・4・429 屯田・紅葉山通に名称変更、車線の数の決定、起点の変更（延長減） 3・4・436 樽川 7 番通を 3・4・430 樽川 7 番通に名称変更、車線の数の決定 3・4・437 花川南 3 条通を 3・4・431 花川南 3 条通に名称変更、車線の数の決定 3・4・438 樽川 4 番通を 3・4・433 樽川 4 番通に名称変更、車線の数の決定 7・5・420 紅葉山 1 号通を 7・5・401 紅葉山 1 号通に名称変更、車線の数の決定 7・5・421 紅葉山 2 号通を 7・5・402 紅葉山 2 号通に名称変更、車線の数の決定</p>

平成 16 年 4 月 6 日	石狩市告示 第 15 号	<p>7・5・422 紅葉山 3 号通を 7・5・403 紅葉山 3 号通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・5・423 紅葉山 4 号通を 7・5・404 紅葉山 4 号通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・4・424 花畔 1 号通を 7・4・405 花畔 1 号通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・5・425 花畔 2 号通を 7・5・406 花畔 2 号通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・4・426 花畔 3 号通を 7・4・407 花畔 3 号通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・5・433 樽川防風通を 7・5・408 樽川防風通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・5・434 樽川西通を 7・5・409 樽川西通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・5・435 樽川中通を 7・5・410 樽川中通に名称変更、車線の数の決定</p> <p>7・5・439 樽川西防風通を 7・5・411 樽川西防風通に名称変更、車線の数の決定</p>
平成 18 年 2 月 27 日	石狩市告示 第 10 号	3・2・414 花川南 5 条通の橋梁長、幅員の一部の変更
平成 27 年 8 月 7 日	石狩市告示 第 31 号	3・2・401 花川通の終点の変更（延長増）
平成 30 年 3 月 5 日	石狩市告示 第 9 号	3・2・401 花川通の一部区域の変更

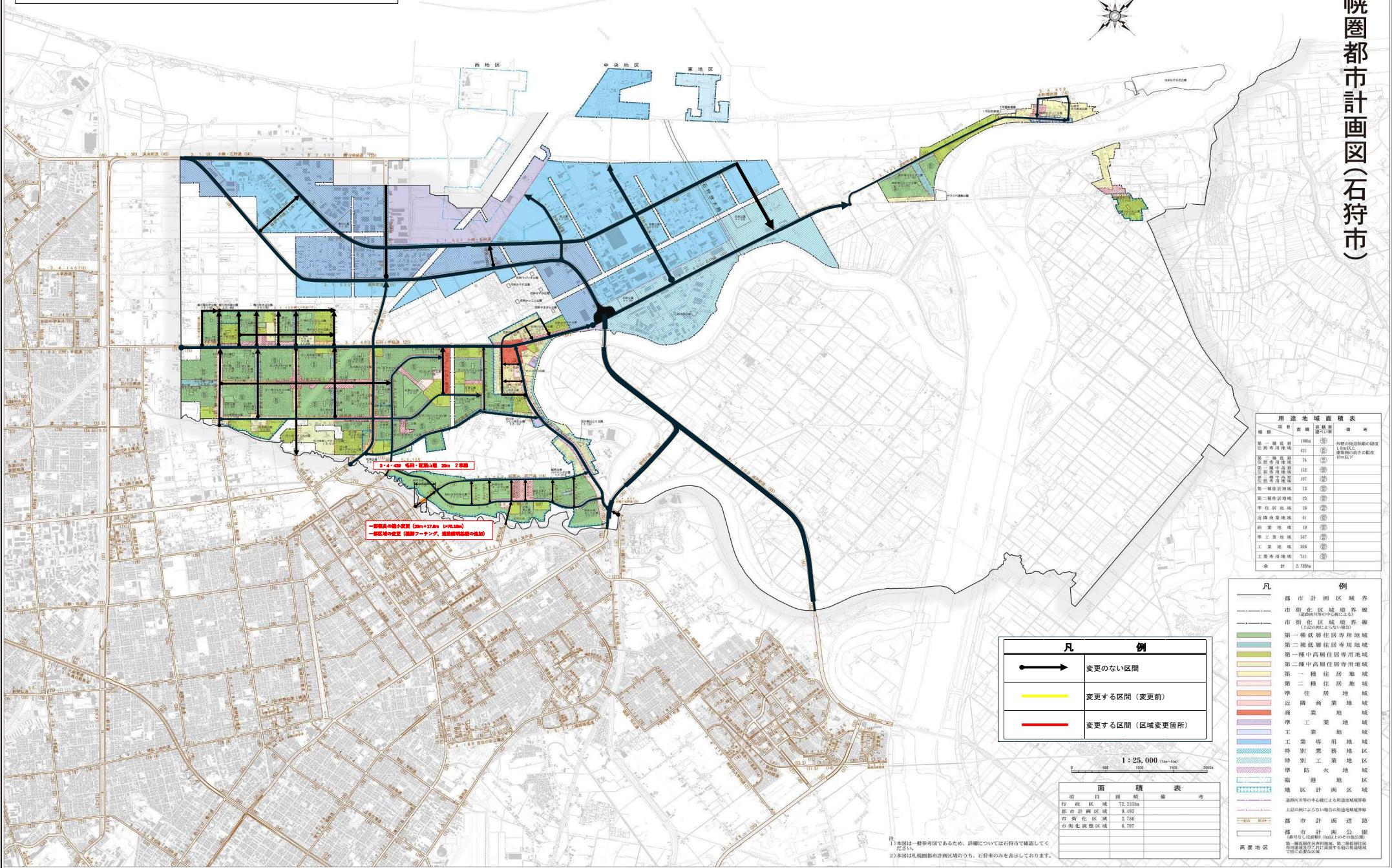
石狩市都市計画道路 箇所図



凡 例	
	変更のない区間
	変更する区間 (変更前)
	変更する区間 (変更後)

石狩市都市計画道路 総括図

札幌圏都市計画図(石狩市)



種別	面積	面積率	備考
第一種低層住宅専用地域	1964	①	
第二種低層住宅専用地域	421	②	高層住宅指定区域の面積は1.0m以上、低層住宅指定区域の面積は15m以下
第一種中高層住宅専用地域	74	③	
第二種中高層住宅専用地域	132	④	
第一種住居地域	107	⑤	
第二種住居地域	73	⑥	
準住居地域	33	⑦	
近隣商業地域	16	⑧	
商業地域	41	⑨	
準工業地域	19	⑩	
工業地域	356	⑪	
工業専用地域	741	⑫	
合計	2,798		

→	変更しない区間
→	変更する区間(変更前)
→	変更する区間(区域変更箇所)

項目	面積	備考
行政区域	72,233ha	
都市計画区域	3,463	
市街化区域	2,746	
市街化調整区域	6,707	

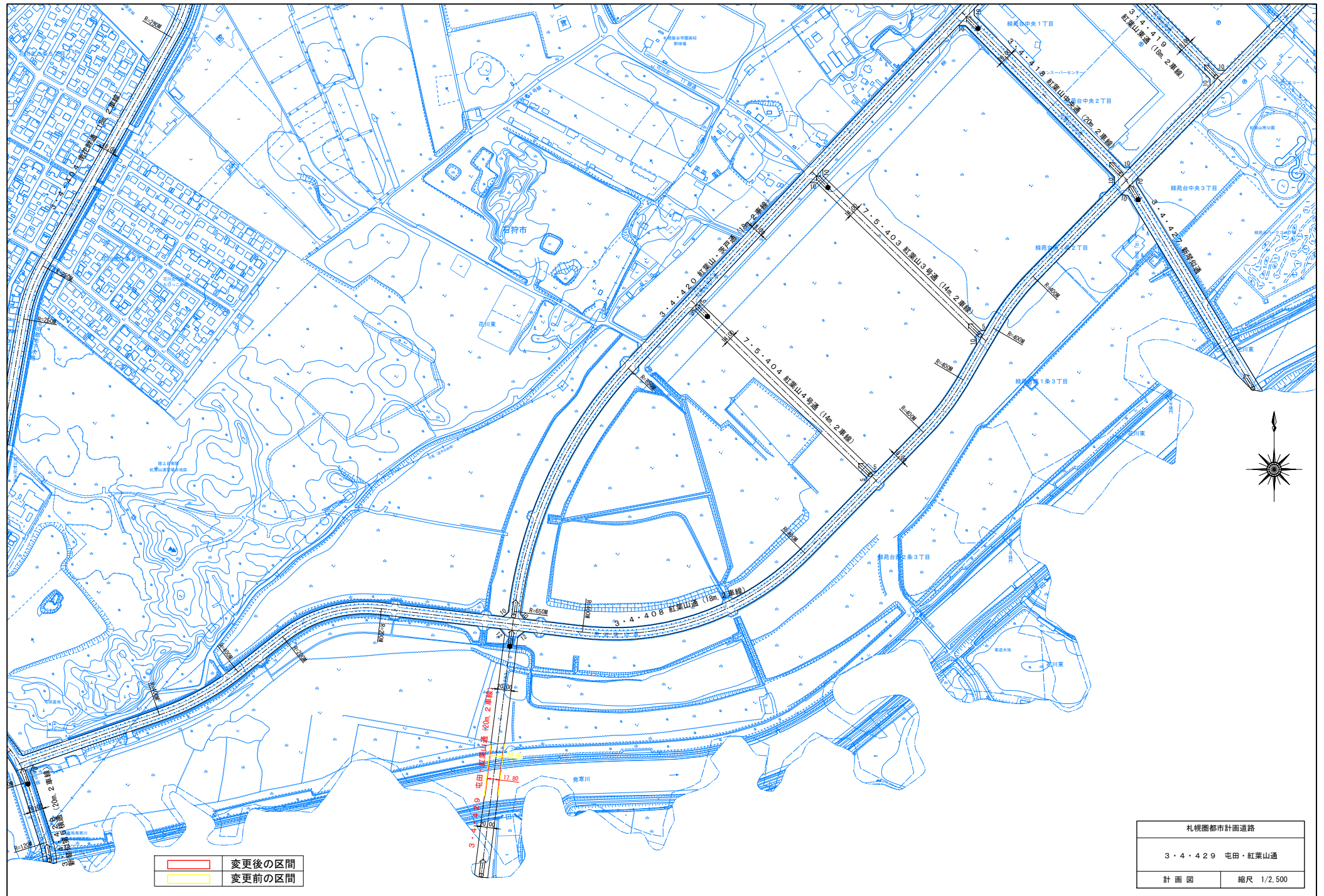
3・4・408 電線・電線山道 20m 2線

一部幅員の縮小変更 (20m→17.5m)

一部区域の変更 (線路フェードアウト、線路沿線の縮小)

1) 本図は一般参考図であるため、詳細については石狩市で確認してください。
2) 本図は札幌圏都市計画区域のうち、石狩市のみを表示しております。

札幌圏都市計画道路変更 計画図



札幌圏都市計画道路	
3・4・429 屯田・紅葉山通	
計画図	縮尺 1/2,500

0 100 200 300 400 500
1:2,500